

CLAIR REPORT No.561

フランスにおける滞在税と自治体による観光政策

Clair Report No.561 (March 21, 2025)

(一財)自治体国際化協会 パリ事務所



一般財団法人

自治体国際化協会

「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に関わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、御意見等を賜れば幸いに存じます。

「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた
場合を除く、本誌からの無断複製・転載は御遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(一財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: kikaku@clair.or.jp

はじめに

新型コロナウイルス感染症により、日本の観光は深刻な打撃を受けた。国は「観光立国推進基本計画」を2023年3月31日に閣議決定し、「持続可能な観光」、「消費額拡大」及び「地方誘客促進」をキーワードに掲げ、「持続可能な地域づくり」、「インバウンドの回復」、「国内交流拡大」等、質の向上を重視した戦略や施策を推進している。「第24回観光立国推進閣僚会議」（2024年7月19日）では、2024年の訪日外国人旅行者数が3,500万人、旅行消費額が8兆円と過去最高になる見通しであると報告された¹。そこで、岸田首長（当時）は、「地方への誘客促進とオーバーツーリズム防止・抑制に取り組むことが重要」と述べた。

地方においては、定住人口の減少、それに伴う地域経済の縮小が懸念される中、旅行者の来訪による交流人口拡大に伴う地域経済の活性化が期待されている。既に一部の地域では、大勢の旅行者が訪れ、それに伴う消費、投資、雇用等、地域経済に好影響がもたらされている。一方、オーバーツーリズムが発生し、混雑、渋滞、騒音の問題だけでなく、旅行者が増えた結果、地域住民が生活区域で買い物ができない、公共交通機関に乗ることが困難である等、住民生活に影響を及ぼしている観光地も存在する。

このような中、地方自治体は旅行者数だけを追い求めるのではなく、住民の生活と観光が調和したまちづくりやそのための施策の転換が求められている。昨今、このための施策、手段の一つとして、宿泊税の導入が様々な自治体で議論されている。

フランスでは、1910年に滞在税（「La taxe de séjour」日本の宿泊税と同義。以下本レポートでは、フランスの滞在税及び日本の宿泊税のどちらも「滞在税」と表記する。）が導入された。そこから100年以上経過した現在では、90%以上の自治体で滞在税が導入されている。滞在税の税収は各自治体の裁量において、観光振興のために充当されている。

フランスにおいて滞在税は、日本と同様、地方自治体であるコミューンが課税主体となる。コミューンは、滞在税の導入、課税、徴収、使途決定等を、地域の宿泊事業者等と連携しながら取り組んでいる。

本レポートでは、世界有数の観光立国であるフランスにおいて、滞在税や観光政策について、自治体の職員が実際にどのように考え、どのような取組を行っているのかを紹介する。制度や歴史、背景は異なるが、日本の自治体職員にとって、有益な情報を提供することができれば幸いである。

本レポート執筆にあたって、多大なご協力をいただいたナンシー都市圏共同体及びシャテルロー都市圏共同体の職員の皆様に深く感謝申し上げたい。

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所長

¹ 2024年12月18日執筆時点

目次

概要	1
第1章 観光部門における国及び自治体の権限	2
第1節 フランスの観光に係る権限	2
第2節 国、州、県、コミューンの役割	2
1 国	2
2 州	3
3 県	3
4 コミューン	3
第2章 フランス観光の現状	4
第1節 旅行者の動向	4
1 外国人旅行者の動向	4
2 観光収入	4
3 州別宿泊旅行者数	5
第2節 新型コロナウイルス感染症の影響及びその後の課題	7
1 新型コロナウイルス感染症の影響	7
2 新型コロナウイルス感染症への対応	7
3 観光部門が抱える課題及びその対策	7
第3章 フランスにおける滞在税の状況について	10
第1節 歴史	10
第2節 滞在税の概要	10
1 概要	10
2 フランスにおける現状	12
第3節 近年の動き	14
1 オンラインプラットフォームへの対応	14
2 パリ市の事例	14
第4章 自治体の取組事例紹介	16
第1節 ナンシー都市圏共同体の事例	16
1 自治体概要	16
2 ナンシー都市圏共同体の観光政策について	16
3 滞在税の概要	20
4 コロナ禍以降の状況及び課題	23
5 宿泊事業者へ聞き取り	23

6 ナンシーテルマル (Nancy Thermal) へ聞き取り.....	27
第2節 シャテルロー都市圏共同体の事例.....	28
1 自治体概要.....	28
2 シャテルロー都市圏共同体の観光政策について.....	29
3 滞在税の概要.....	30
4 コロナ禍以降の状況及び課題.....	34
おわりに.....	38
参考資料.....	40

概要

本レポートは、フランスにおける観光の現状、滞在税の状況及び自治体における取組を紹介するものである。

第1章では、フランスの観光部門における国及び自治体の役割を説明する。

第2章では、第1節でフランスにおける外国人旅行者の動向、観光収入及びフランス人の国内旅行の動向等を紹介する。第2節では、新型コロナウイルス感染症によりフランスの観光業が受けた影響、その対策及び現在抱える課題について紹介する。

第3章では、滞在税について、第1節で歴史を紹介し、第2節で概要及び現状を示す。そして第3節では、フランスにおける近年の動きについて取り上げる。

第4章では、地方自治体における取組について、ヒアリング調査を元に紹介する。まず第1節では、古くから滞在税を導入しているナンシー都市圏共同体における滞在税の運用及び観光政策について紹介する。第2節では、2018年に滞在税を導入したシャテルロー都市圏共同体における滞在税導入の経緯、課題及び観光政策について紹介する。

結びとして、フランスにおける滞在税と自治体による観光政策から見えた、日本が抱える課題への対策や滞在税導入に向けて示唆となる点について考察する。

第1章 観光部門における国及び自治体の権限

第1節 フランスの観光に係る権限

地方自治に係る基本的な法律事項は、地方自治総合法典（Code général des collectivités territoriales.以下「CGCT」という。）の中で総合的・体系的にまとめられている。かつては、「CGCT」において、州・県・コミューンの各階層に対する一般権限条項が存在していたため、地方自治体が処理する事務に関して、法で明示的に規定されない限り各階層の権限は限定されないとの原則的解釈が採られてきた。しかし、2015年に公布されたフランス共和国の新たな地方行政制度に関する法律（Loi portant nouvelle organisation territoriale de la République、通称 NOTRe 法。）によって、州及び県における一般権限条項が廃止され、その権限が限定列挙された。ただし、文化、スポーツ、観光等に関することは共有権限となっており、どの行政階層が行ってもよいこととなっている。

地方自治体は、観光振興に関して、重要な役割を担っている。「観光に関する権限の分配に関する 1992 年 12 月 23 日法」²では、観光政策は政府と地方自治体で調整され、策定及び推進されることが規定されている。

第2節 国、州、県、コミューンの役割

1 国

観光政策を定め、地方自治体や関係団体と連携し、全国的な観光プロモーション活動を実施する。

特に重要な機関は、以下のとおりである。

(1) 企業総局（Direction Générale des Entreprises(DGE)。以下「DGE」という。）³

国の観光行政は、経済・財政・産業省下の企業総局が所管している。

DGE の業務は、産業政策、デジタル規制とインフラ整備、工芸品産業、商業、サービス業、観光業を支援する政策から、規制の簡素化、イノベーション政策等の部門横断的なものまで、多岐にわたる。

政府は、2030 年までにフランスを持続可能な観光先進国とし、サイクルツーリズムの先進国とすることを目標としている。その目標に合わせ、DGE では、持続可能な観光及びデジタル化という課題への対応及び支援を活動指針に掲げ、様々な政策を行っている⁴。

² Loi n° 92-1341 du 23 décembre 1992 portant répartition des compétences dans le domaine du tourisme

³ Direction Générale des Entreprises HP [<https://www.entreprises.gouv.fr/>]（最終検索日：2024 年 12 月 12 日）

⁴ DGE 「Rapport d'activité 2023」（2024 年 1 月 22 日） [<https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/Publications/2024/Rapports-activite/rapport-annuel-2023-dge.pdf>]（最終検索日：2024 年 12 月 12 日）

(2) フランス観光開発機構 (Atout France。以下「Atout France」という。)⁵

Atout France は、官民合わせ 1,200 以上の観光事業者とパートナーシップを結び、観光地としてのフランスの魅力開発及び国際的な競争力の強化等を行っている。世界各地に 30 の事務所を設置し、在外フランス大使館とも連携することで、世界の観光市場に関する高度な知識を保有している。これらの専門知識を生かして、上記パートナーに様々なツールや情報を提供し、国際的な観光プロモーションを実施している。

また、フランス観光の質の向上、持続可能な観光の開発にも注力している。

2 州

地方自治体の観光行政⁶において、州は、主導的な役割を担い、域内の観光行政の中期目標計画の策定、観光開発・プロモーション・観光情報の提供の分野における官民連携の調整を行い、州観光委員会 (comité régional du tourisme。州議会議員、州職員、観光関連団体、経済関連団体等で構成) を通じたプロモーション活動等を行う権限を与えられている。州観光委員会は、州観光開発計画の策定、プロモーション施策の実施及びデータ管理等を行う。

3 県

県は、州の観光行政計画の枠内で県の観光行政計画を策定し、県観光委員会 (comité départemental du tourisme。県議会議員、県職員、観光関連団体、経済関連団体等で構成) を設立し、観光政策の実施を委託することができる。県観光委員会は、県観光開発計画の策定、観光商品の開発・販売促進及び州観光委員会との連携等を行う。

4 コミューン

コミューンとコミューン間広域行政組織 (EPCI) は、観光局を設立し、旅行者の受入、情報サービスの提供等を実施している。多くのコミューンでは、コミューン議会の決定により滞在税 (任意税) を導入している。県と州は、コミューンが課税する滞在税の付加税として、税を課すことができ、地方自治体の観光促進を目的とした支出に充てている。

⁵ Atout France HP [<https://www.atout-france.fr/fr>] (最終検索日 : 2024 年 12 月 12 日)

⁶ Tableau de répartition des compétences HP [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/tableau-de-repartition-des-competences>] (最終検索日 : 2025 年 1 月 20 日)

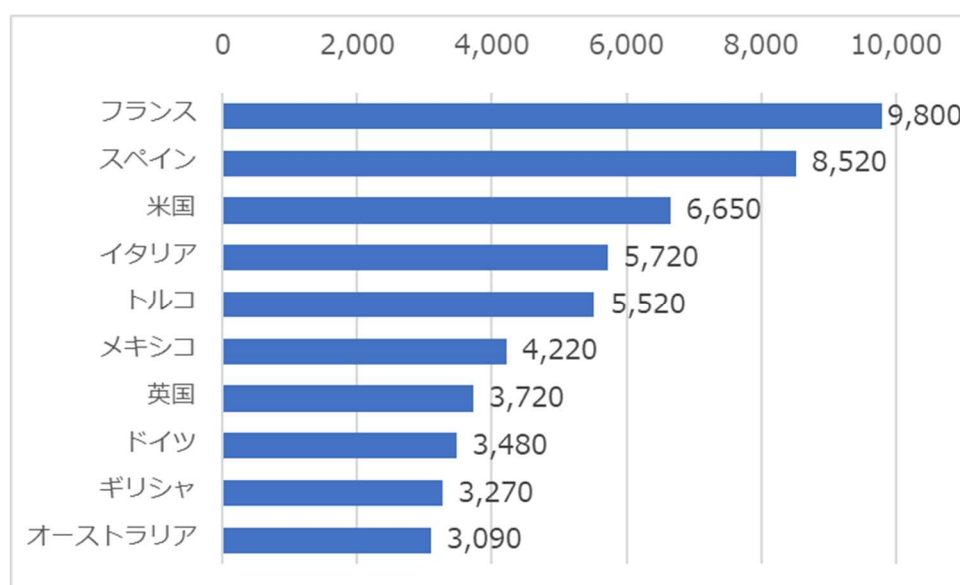
第2章 フランス観光の現状

第1節 旅行者の動向

1 外国人旅行者の動向

Atout France による 2023 年の推計によると、年間 9,800 万人の外国人旅行者がフランスを訪れた。新型コロナウイルス感染症が拡大した 2019 年と比べ、8%増加した。国別内訳は、ドイツ、ベルギー、イギリス、スイス、イタリア等近隣諸国からの旅行者が多い。なお、2023 年は、米国からの旅行者が急回復した（2019 年比 52%増）。

一方、日本からの旅行者は、戻りが鈍い状況である⁷。



(図 2-1) 国別外国人旅行者受入数ランキング (2023 年 単位: 万人)⁸

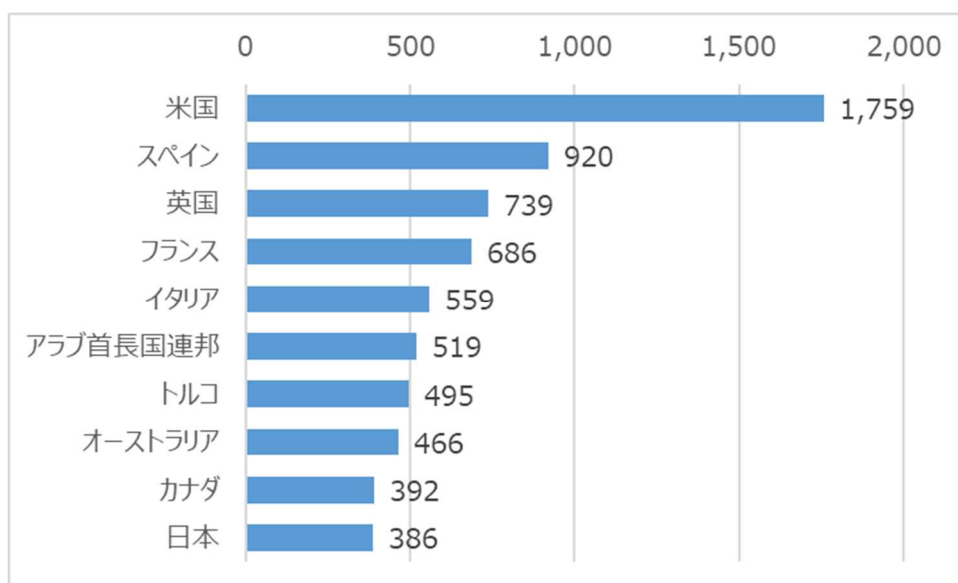
2 観光収入

2023 年、フランスは 686 億米ドル (2019 年比 12%増) の観光収入を得た。その要因は、米国からの旅行者の急回復だけでなく、インフレによる物価上昇も加算されている。一方、隣国スペインの観光収入は 920 億米ドル (2019 年度比 19%増) と、フランスを上回った (外国人旅行者数 8,520 万)。これは、スペインには、外国人旅行者をターゲットとした 4 つ星、5 つ星ホテルが多いこと、滞在費用がフランスより安価なため、ヨーロッパからの長期滞在者が多いこと、格安航空便の成長等が要因としてあげられる⁹。

⁷ UNWTO HP [<https://www.unwto.org/tourism-data/global-and-regional-tourism-performance>] (最終検索日: 2025 年 1 月 20 日)

⁸ UNWTO HP [<https://www.unwto.org/tourism-statistics/key-tourism-statistics>] (最終検索日: 2024 年 12 月 17 日)

⁹ AtoutFrance 「Memento - Portrait de l'année touristique 2023」(2024 年 5 月 15 日) P10 [<https://www.atout-france.fr/fr/actualites/en-retrospective-2023-une-annee-exceptionnelle-pour-le-tourisme-francais>] (最終検索日: 2024 年 12 月 17 日)



(図 2-2) 国別国際観光収入ランキング (2023 年 単位：億米ドル) ¹⁰

3 州別宿泊旅行者数

州別の宿泊旅行者では、パリを含むイル・ド・フランス州が最も多く、唯一外国人宿泊数がフランス人宿泊数より多い。その他では、南部への旅行者が多いなど、地域間格差が大きい。

(表 2-1) 州別ホテル宿泊旅行者数 (2022 年 単位：人) ¹¹

州	外国人 宿泊数	フランス人 宿泊数	合計
イル・ド・フランス (Île-de-France)	36,266	30,321	66,587
サントル・ヴァル・ド・ロワール (Centre-Val de Loire)	1,153	4,864	6,018
ブルゴーニュ・フランシュ・コンテ (Bourgogne-Franche-Comté)	1,864	5,002	6,865
ノルマンディー (Normandie)	1,795	6,286	8,081
オー・ド・フランス (Hauts-de-France)	1,900	7,101	8,999
グラン・テスト	4,643	9,180	13,825

¹⁰ UNWTO HP [<https://www.unwto.org/tourism-statistics/key-tourism-statistics>] (最終検索日：2024 年 12 月 17 日)

¹¹ INSEE の数値を元に筆者加工

(Grand Est)			
ペイ・ド・ラ・ロワール (Pays de la Loire)	770	6,514	7,284
ブルターニュ (Bretagne)	1,128	6,803	7,930
ヌーベル・アキテーヌ (Nouvelle-Aquitaine)	2,581	13,471	16,051
オクシタニー (Occitanie)	2,994	12,239	15,233
オーベルニュ・ローヌ・アルプ (Auvergne-Rhône-Alpes)	5,331	18,526	23,858
プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール (Provence-Alpes-Côte d'Azur)	7,667	15,790	23,458
コルス (Corse)	713	2,401	3,114
合計	68,801	138,500	207,302



(図 2 - 3 州の位置図¹²⁾)

¹² 一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治」令和 5 年度（2023 年度）改訂版（2024 年 3 月 27 日発行）[https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_France.pdf]（最終検索日：2024 年 12 月 17 日）

第2節 新型コロナウイルス感染症の影響及びその後の課題

1 新型コロナウイルス感染症の影響

フランスには、豊かで多様な観光地が存在し、交通インフラも充実している。

2019年には、9,000万人の外国人旅行者がフランスを訪れた。フランスのGDPのうち、観光部門が8%を占め、200万人以上の雇用を創出していた。

しかし、新型コロナウイルス感染症により、フランスの観光業は深刻な打撃を受けたことから、2020年の外国人旅行者は4,000万人に留まり、2019年に比べ56%減少した。また、それに伴う観光消費も大きく減少した。

(表2-2) 2020年の観光消費額の変化(2019年比) (単位:十億ユーロ)¹³

	観光消費額(2020年)			2019年比		
	住民	非居住者	合計	住民	非居住者	合計
商業観光宿泊施設	12.1	10.5	22.6	-4.3	-11.8	-16.1
飲食店	7.1	3.7	10.8	-3.5	-4	-7.5
都市間交通サービス	12.7	6.2	18.9	-9.7	-6.3	-16.0
文化、スポーツ、レジャー、 旅行代理店	6.5	2.5	9.0	-6.5	-2.2	-8.7
燃料費及び(高速料等)通行料金	9.2	2.9	12.1	-3.5	-1.7	-5.2
サービスその他	14.5	5.2	19.7	-1.8	-4.8	-6.6
非商業観光宿泊施設 ¹⁴	19.3	2.1	21.4	0.4	0	0.4
合計	81.4	33.1	114.5	-28.9	-30.8	-59.7

2 新型コロナウイルス感染症への対応

この危機に対応するため、政府は観光部門に対し、383億ユーロの大規模な支援を実施した。主な支援策は、以下のとおりである。

- ・連帯基金設立及び強化(約150億ユーロ)
- ・国家保証付き融資(PGE)の実施(約130億ユーロ)
- ・長期ローンの実施(約10億ユーロ)
- ・株式投資(約7億ユーロ)

3 観光部門が抱える課題及びその対策

さらに、新型コロナウイルス感染症は、観光業界が抱える構造的な課題を増幅させ、表面化させた。2021年11月、ジャン・カステックス首相(当時)は、観光産業の復興と変

¹³ INSEE HP [https://www.insee.fr/fr/statistiques/6204889?sommaire=4625628#figure1_radio1] (最終検索日:2024年12月16日)

¹⁴ 家族や友人宅での滞在又は個人所有の別荘での宿泊など、宿泊の対価として金銭が支払われない宿泊形態を指す。このタイプの宿泊は、フランスなどで特に一般的であり、非公式かつ統計に捉えられにくい点が特徴である。GIS Études Touristiques HP [<https://gisetudestouristiques.fr/encyclopedie/hebergement-non-marchand/>] (最終検索日:2024年12月16日)

革に向けた計画「デスティネーション・フランス・プラン」¹⁵を発表し、観光部門の発展と変革の道筋を示した。その目的は、フランスが世界第一位の観光立国の地位を強固にし、また持続可能な観光地としても世界第一位を確保することにある。このため、2024年末までに19億ユーロの予算が計上された。主な課題及びその対応策を以下に示す。

(1) 人材確保

新型コロナウイルス感染症の影響で、観光部門の雇用や就労時間が、いかに不安定で不規則であるかが明らかになった。その影響で、コロナ禍以降も、観光業は採用に苦戦しており、仕事としての魅力が低迷していることが裏付けられた。このため、観光部門の国際競争が激化する中で、人材の品質を保証し、競争力を確保するため、若者世代に職業訓練の機会を提供し、技能の習得や向上を支援する等、観光業でのキャリア形成を促進する。

- ・観光産業の業務やキャリアに関する若者の認知度を高めるため、全国観光職業週間の実施
- ・観光部門の季節労働者が不利益を被らないような受入窓口の設置
- ・観光部門の専門学校や学部強化及びネットワーク化

(2) 観光産業の回復力の強化及び観光サービスの質の向上

おもてなし、持続可能性、旅行者が求める質の高い観光サービスを提供するため、宿泊施設やサービス部門等への投資を強化する。また、既に競争が激化しているビジネスツーリズムやイベント開催等の分野の強化も図る。さらに、観光部門がより強靱になるために、正確で地域に根差した観光データを作成、普及、共有、活用できるような環境整備を実施する。

- ・ホテル、レストランの質と競争力を向上させるための公的融資、投資の実施
- ・民泊等の投資促進のための規制緩和
- ・ビジネスツーリズム及びイベント開催のための支援
- ・観光事業者向けの公的保険機構の設置
- ・競争力強化、新サービス創造等のため、観光データの取得、共有を推進
- ・全てのフランス人が休暇を取得できるよう財政支援を実施

(3) 観光資産の促進と開発

フランスには、有形、無形、自然遺産、文化遺産等、豊富な観光資産が存在する。フランスをより魅力的な観光目的地とし、体験型観光、自然活動等の観光の多様化、新しい市場の開拓、滞在期間の延長を実現するため、それらの資産を保護し、発展させる。

- ・観光資産の支援、開発のための基金設立
- ・地方の観光地を開発するための基金設立

¹⁵ Atout France HP [<https://www.atout-france.fr/fr/plan-destination-france>] (最終検索日：2024年12月16日)

(4) 持続可能な観光地への転換

政府は、2030年までにフランスを持続可能な観光地とすることを目標に掲げ、観光部門の変革を実施している。この転換は、観光産業にとって必要なことであり、旅行者からの期待も高い。

- ・ 持続可能な観光のための基金設立
- ・ アウトドア宿泊施設のエコ化を支援
- ・ 観光宿泊施設のグリーン化の導入
- ・ エコロジカル・フットプリントのツールの提供
- ・ サイクルツーリズムの発展、環境に配慮した輸送手段や移動手段の開発を支援
- ・ 観光ベンチャー企業の発展を支援
- ・ 中小企業のデジタル移行を支援

(5) 観光地としてのフランスの PR

世界中の旅行者に対し、フランスの魅力を伝えるだけでなく、国内旅行者の基盤を固める。

- ・ 国際競争力を高めるため、国主導により大規模なプロモーション活動を実施
- ・ 主要な国際スポーツイベント開催の機会を生かし、地域の魅力発信及び国際的な知名度の向上に向けた施策の実施

第3章 フランスにおける滞在税の状況について

第1節 歴史

フランスの滞在税は、ドイツやオーストリア・ハンガリー帝国の「Kurtaxe（クアタククス）」に影響を受け、1910年4月13日の法律により、湯治場や温泉地のみを対象とした任意税として導入された。これは、近隣諸国の快適で設備の整った湯治場や温泉への顧客流出に対処するためのものであった。

1919年、観光地として認定された全てのコミューンに対して、滞在税を導入する権利が拡大され、その結果、より多くの観光地が滞在税の対象となった。

1927年には、県が滞在税収入の一部を得るための県追加税が創設され、さらに1942年、観光地として認定された全てのコミューンに対して、滞在税を導入する義務が課され、観光インフラの資金調達が強化された。

その後、1959年1月7日の政令により、滞在税は再び任意税となり、コミューンの裁量に委ねられることとなった。そして1985年に山間部のコミューン、1986年に沿岸部のコミューン、1988年に観光プロモーション活動を行う全てのコミューンに対して、滞在税を導入する権利が拡大された。また1988年1月5日の政令で、収容能力に応じて支払う定額滞在税の導入により、徴収手続きが簡素化される等、滞在税の徴収、管理、違反について改革が行われた。1994年には、自然保護と管理活動を行うコミューンにも滞在税の導入が認められ、観光と環境保護の関連性が認識されるようになった。

1999年、コミューン間広域行政組織（EPCI）も、コミューンと同じ条件で滞在税を導入できるようになり、コミューンとEPCIによる観光資源の共同管理が促進された。

2015年から2019年にかけて、料金表の改訂、免税措置の制限、申告不履行時の自動課税手続きの導入による脱税対策の強化が実施されたほか、オンラインプラットフォーム（一般的に「ウェブ上で提供される様々なサービスの基盤となっているもの」を意味するが、本レポートでは、「ウェブ上で、ホテル、民泊施設等の宿泊予約を行うシステム」と定義する。）に対する滞在税の徴収義務が課された。

そして、2019年にはイル＝ド＝フランス州、2023年にはプロヴァンス＝アルプ＝コートダジュール州、2024年にはヌーベル＝アキテーヌ、オクシタニー、そして再びイル＝ド＝フランス州で2度目の追加税が導入され、交通・移動プロジェクトの資金調達に充てられている¹⁶。

第2節 滞在税の概要

1 概要

（1）法的根拠

地方自治体総合法典（CGCT）によって規定されている。

¹⁶ Nouveaux Territoires HP [<https://www.taxesejour.fr/tout-comprendre-sur-les-taxes-additionnelles/>]（最終検索日：2024年12月24日）

コミューン又はコミューン間広域行政組織（EPCI）は、毎年7月1日までに、滞在税額及び税率について、コミューン議会又はコミューン間広域行政組織（EPCI）議会の議決により、翌年1月1日から適用される内容を決定することができる。なお、議決については、それが明示的に廃止又は変更されるまで有効である¹⁷。

（2）課税主体（CGCT 第 L2333-26 条）

観光地、沿岸地域、山岳地域にあるコミューン、観光プロモーションを行うコミューン、自然保護活動を行うコミューンが課税することができる。

（3）使途（CGCT 第 L2333-27 条）

滞在税の収入は、「コミューンの観光促進に関連する支出」に充てられる。自然空間を保護及び管理するための活動に対して滞在税を導入している地方自治体では、そのための経費に割り当てることができる。

（4）納税義務者（CGCT 第 L2333-29 条）

その自治体に住所を持たない宿泊者に対して課税される。なお、自治体に住所を持つ住民が、自身が在住する自治体内の宿泊施設に宿泊する場合、滞在税は課されない。

（5）課税主体及び税額（CGCT 第 L2333-30 条）

宿泊施設の分類ごとに下限税額と上限税額が定められている。2024 年の税額表は以下のとおり。本条に定められた税額表は、インフレ率を加味し、毎年再評価される。コミューン又はコミューン間広域行政組織（EPCI）の税額はこの表を元に算出されているため、コミューン又はコミューン間広域行政組織（EPCI）は毎年税額の見直しをすることができる。なお、税額を変更する場合、コミューン議会又はコミューン間広域行政組織（EPCI）議会の議決が必要である。

（表 3 - 1） 滞在税の税額表（2024 年 単位：ユーロ）¹⁸

分類	下限税額	上限税額
宮殿	0.70	4.00
5つ星ホテル	0.70	3.00
4つ星ホテル	0.70	2.30
3つ星ホテル	0.50	1.50
2つ星ホテル	0.30	0.90

¹⁷ DGCL 「Guide_pratique_taxe_sejour_2021」（2021年6月10日）PP.17-22 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/guide-pratique-des-taxes-de-sejour-2021>]（最終検索日：2024年12月24日）

¹⁸ CGCT 第 L2333-30 条より著者作成。

1つ星ホテル	0.20	0.80
3つ星、4つ星、5つ星に分類されるキャンプ場 ¹⁹	0.20	0.60
1つ星、2つ星に分類されるキャンプ場	0.20	
分類されていない宿泊施設	宿泊料金の1%	宿泊料金の5%

(6) 課税免除 (CGCT 第 L2333-31 条)

以下の者は、課税を免除される。

- ・ 未成年者
- ・ コミューン内で季節労働に従事する契約労働者
- ・ 緊急宿泊施設又は一時的な避難所に滞在する人々
- ・ コミューン議会が定める特定の基準を満たす低料金の宿泊施設の利用者

(7) 徴収

フランスにおいて、税金は国税局により一元的に徴収されることが一般的だが、滞在税はその例外に当たり、コミューン又はコミューン間広域行政組織 (EPCI) により徴収される。

コミューン又はコミューン間広域行政組織 (EPCI) は、決められた期間内に、翌年の税額を DELTA プラットフォーム²⁰に入力しなければならない。DELTA は、フランス国内で滞在税の税額情報を一元化するものであり、これにより、オンラインプラットフォームがフランス国内各地の税額を収集しやすくなり、システムの透明性向上が図られている。

ア 実額徴収 (CGCT 第 L2333-30 条)

宿泊施設の種類ごとの税額に宿泊数を乗じ算出される。なお、星付きの宿泊施設については、季節ごとに宿泊料金の変動した場合であっても、滞在税額は一律である。

イ 定額徴収 (CGCT 第 L2333-41 条)

定額徴収は、宿泊施設の収容能力 (収容可能な場所やベッドの数) に基づき、一泊ごとに定められた税額が科されるものである。主にキャンプ場等で適用される。この場合の税額も、実額徴収と同様、各議会によって定められる。

2 フランスにおける現状

(1) 導入状況

2024年1月1日現在、滞在税はフランスの全3万4,935コミューンのうち、90%以上で

¹⁹ CampingFrance.com HP [https://www.campingfrance.com/vos-vacances-en-camping/au-moment-de-la-reservation/20235-a-quoi-correspond-le-nombre-d-etoiles-d-un-camping] (最終検索日: 2024年12月24日)

²⁰ DGFIP 「DELTA」(2023年) [https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/finances_locales/TS%20C3%A0%20rajouter%20delta-TS-presentation.pdf] (最終検索日: 2024年12月24日)

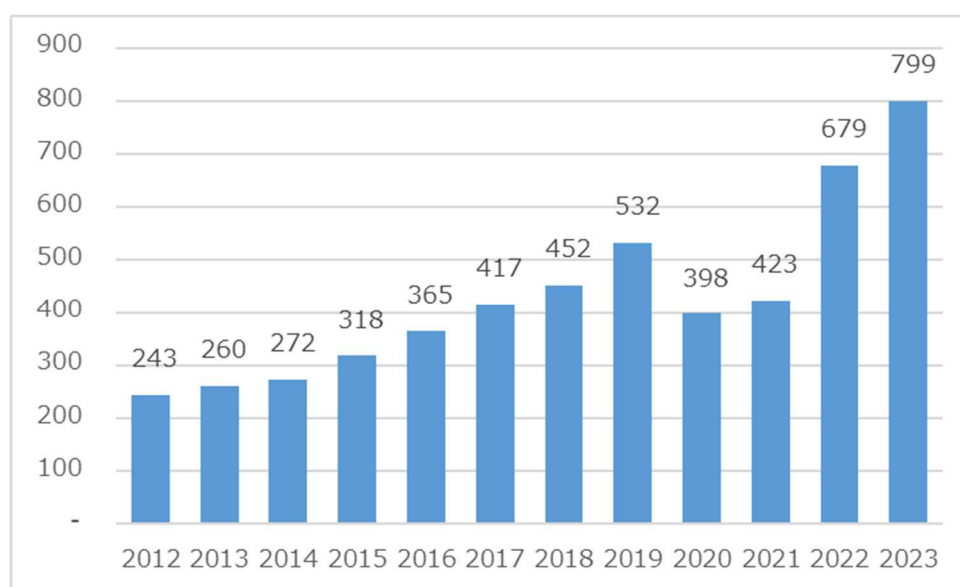
導入されている。

県追加税 (TAD) は、全 101 県のうち 67 県で適用されている。さらに、州追加税 (TAR) は、全 18 州のうち 4 州で導入されている。

(2) 税収額

州追加税を除く滞在税の収入は、2019 年に 5 億 3,200 万ユーロに達した。2020 年は新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだが、2023 年には 7 億 9,900 万ユーロまで増加すると見込まれている。

内訳を見ると、パリ及び南仏の観光地は数百万ユーロの税収を得る一方で、小規模な農村コミュニティは数千ユーロに留まり、旅行者数同様、自治体間で大きな格差が発生し、その結果、税収を用途とした観光政策にも格差が生まれている。



(図 3-1) 滞在税 (州追加税を除く) の税収推移 (単位: 百万ユーロ) ²¹

(3) 徴収方法

2021 年時点で、大半の自治体を実額徴収を選択している²²。

²¹ DGCL 「Guide_pratique_taxe_sejour_2021」(2021 年 6 月 1 日) P.10-13 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/guide-pratique-des-taxes-de-sejour-2021>]及び DGCL 「Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales EN 2022」(2023 年 1 月 17 日) P180, [https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Accueil/DESL/2022/OFGL_Rapport_2022_17janv2023.pdf], 「Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales EN 2023」(2023 年 7 月) P220 [https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Accueil/Etudes%20et%20statistiques/OFGL/2023/OFGL_Rapport_2023_VF_Sommaire_clicquable.pdf], 「Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales Edition 2024」(2024 年 7 月 18 日) P186 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Accueil/DESL/2024/OFGL/Rapport%20OFGL%202024%20V3.pdf>] (最終検索日: 2025 年 1 月 31 日) を元に筆者加工。

²² DGCL 「Guide_pratique_taxe_sejour_2021」(2021 年 6 月 1 日) P12 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/guide-pratique-des-taxes-de-sejour-2021>] (最終検索日: 2024 年 12 月 24 日)

第3節 近年の動き

1 オンラインプラットフォームへの対応

近年、オンラインプラットフォームは、旅行者が宿泊予約を行う際の重要な役割を果たしており、フランスも例外ではない。そのためオンラインプラットフォームを通じて宿泊予約を行った場合の滞在税の取り扱いについても、CGCTに明記されている。

(1) 徴収及び納税義務 (CGCT 第 L2333-34 条)

オンラインプラットフォームは、宿泊施設提供者に代わって滞在税を徴収し、コミューン又はコミューン間広域行政組織 (EPCI) が決議で定めた期日までに納税しなければならない。その際、宿泊者数、徴収税額、免税の理由等について滞在税を導入する自治体ごとに報告しなければならない。

(2) 罰則 (CGCT 第 L2333-34 条-1)

オンラインプラットフォームに限らず、不正が行われた場合、最大1万2,500ユーロの罰金が科される。

2 パリ市の事例

パリは世界一の観光地であり、2023年には、パリだけで約1億ユーロの滞在税が徴収された。この税収は、ルーブル美術館やオルセー美術館の近代化等文化遺産関連事業や旅行者の体験の向上、国際的なプロモーション活動のために使用されている。さらに、グラン・パリ・エクスプレス (この交通ネットワークは観光地へのアクセスを容易にすることを目的としている。) のような新しい観光インフラの創設に役立てられている。

2023年及び2024年の滞在税額は、以下のとおりである²³。

(表3-2) パリ市の滞在税額 (単位:ユーロ)

分類	2023年	2024年 (※)
宮殿	5.00	14.95
5つ星ホテル	3.75	10.73
4つ星ホテル	2.88	8.13
3つ星ホテル	1.88	5.20
2つ星ホテル	1.13	3.25
1つ星ホテル	1.00	2.60
3つ星、4つ星、5つ星に分類されるキャンプ場	0.75	1.95
1つ星、2つ星に分類されるキャンプ場	0.25	0.65

※県追加税 10%、州追加税 15%、特定州追加税 200%を含む

²³ パリ市 HP [<http://web.archive.org/web/20240112173326/https://taxedesejour.paris.fr/>] (最終検索日: 2025年1月31日)

2024年のパリ市の滞在税額は、2023年と比べ、177%も増加した。これは、パリ市が上限税額を採用し、さらにイル＝ド＝フランス州が新たな州追加税を導入したためである。これは、交通インフラのための財政需要やパリを含めた自治体の財政圧迫に起因するものである。インフラ整備が地域の発展に不可欠である一方で、今回の増税は、ホテル業界にとって大きな課題となった。

ホテル業界の団体である UMIH (フランスホテル産業連盟) は、今回の滞在税の増税が、他のヨーロッパの観光地に対して、パリやイル＝ド＝フランス州の競争力や地域の魅力の低下に繋がる懸念を表明した²⁴。また、ホテルの経営者は、新しい滞在税を含めた宿泊料金を設定する必要があり、これにより宿泊料金の全体的な値上げが避けられない。さらに、これらの税金の徴収や申告の複雑さが増すことについても懸念している²⁵。

この増税による経済的な影響を評価するためには、その効果を慎重に見極める必要がある。

²⁴ フランスホテル産業連盟 HP [<https://www.umih.fr/communiqués-de-presse/>] (最終検索日：2024年12月24日)

²⁵ パリ市 HP [<https://taxedesejour.paris.fr/>] (最終検索日：2024年12月24日)

第4章 自治体の取組事例紹介

第1節 ナンシー都市圏共同体の事例

本節では、ナンシー都市圏共同体（Grand Nancy）（以下「ナンシー都市圏共同体」という。）での、ヒアリング調査の内容について記す。ヒアリングは、2023年9月にナンシー都市圏共同体を訪問し、観光局の責任者アン・ロール・デュソワール（Anne-Laure Dusoir）氏、ニコラ・ヴィリエ（Nicolas Villiers）氏及びベストウエスタンホテル（Hôtel Best Western）の責任者ポール・ガティノワ（Paul Gatinois）氏、アダジオ・アパートホテル（Adagio Aparthotel）の責任者エロディ・ゼール（Élodie Zehr）氏に対し実施した。

1 自治体概要

ナンシー都市圏共同体は、フランス東部グラン・テスト州に位置する広域行政組織である。20のコミューンで構成され、人口は約26万人である。中心都市のナンシー市は、ムルト＝エ＝モゼル県の県庁所在地であり、人口は約10万人である²⁶。



(図4-1) ナンシー都市圏共同体の位置図

2 ナンシー都市圏共同体の観光政策について

(1) 現状

2019年時点で、ナンシー都市圏共同体では、年間320万人の訪問者があり、地域経済に約2億7,300万ユーロの収益をもたらした。訪問者の内訳は、約100万人が宿泊旅行者で、220万人が日帰り旅行者であった。また2022年時点で、観光産業は地域全体の7%に相当する6,800人の雇用を生み出している。

(2) 戦略

2022年から2026年までの観光戦略は、以下6つの主要軸に基づいている。

²⁶ INSEE HP[<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=COM-54395+EPCI-245400676>] (最終検索日：2024年12月24日)

ア ウェルネスと健康観光

ナンシー都市圏共同体は、健康とウェルネスをテーマにした観光を推進しており、特に「ナンシーテルマル」（詳細後述）は、デュソワール氏によると、この分野における最重要プロジェクトの一つである。この施設は、年間約2万人の湯治場利用者と、40万人のスポーツやウェルネス目的の来訪者を見込んでいる。これにより、ナンシー都市圏共同体は、健康とリラクゼーションを目的とする観光の主要な拠点になることを目指している。

イ 多様化と現代化

季節ごとに異なる観光体験を提供することで、観光の多様化を図っている。美術や文化、自然をテーマにした体験型観光や、オーディオガイドやアプリ等のデジタルツールを活用した観光体験の提供が行われている。サイクリングツアーやハイキングコース等の整備により、近隣観光や自然観光のニーズに応える取組が進行中である。

【取組事例】

- ・「Nancy en Lumières」という冬季の光のイベントを開催し、閑散期にも旅行者を呼び込む取組を行っている。
- ・「Nancy Tourisme」アプリは、個々の訪問者に合わせたルートや、リアルタイムのイベント情報、拡張現実（AR）を使った観光体験を提供している²⁷。

ウ インクルーシブな観光

ナンシー都市圏共同体は、全ての人に開かれた観光を目指している。障がい者が利用できるインフラの整備に力を入れ、ファミリーや社会的弱者に配慮した料金設定を行う等インクルーシブな観光を推進している。

【取組事例】

ナンシー美術館では、視覚や聴覚に障がいのある方向けのガイドツアーや子供、家族向けの特別なアクティビティを提供している。

エ 持続可能な観光

観光の持続可能性を重視しており、公共交通機関、徒歩、自転車等の持続可能な移動手段や資源の効率的な利用促進等、環境に配慮した取組が進められている。

【取組事例】

ナンシー市内とその周辺を自転車で観光できるよう、VéloStan'lib ネットワークの整備を進めている。

オ ビジネス観光の促進

国際会議やビジネスイベントの開催も、観光の重要な柱としている。「コンベンションビューロー」を通じて、国内外のイベントを誘致し、地域経済への貢献を図っている。これ

²⁷ ナンシー都市圏共同体観光局 HP[<https://www.nancy-tourisme.fr/preparer-son-sejour/infos-pratiques/applis-mobiles-pour-votre-sejour/>]（最終検索日：2024年12月24日）

により、ナンシー都市圏共同体のイベントインフラ（プルヴェ会議場、展示センター等）が効果的に活用されている。

カ 雇用支援

前述のとおり、観光業はナンシー都市圏共同体の雇用の約7%を占めており、観光戦略では、この雇用分野の強化に重点を置いている。観光業におけるスキル向上や人材育成を支援し、プロフェッショナルの成長を促進する施策が導入されている。

（3）観光政策の実施

ナンシー都市圏共同体は、2017年から、圏内20のコミューンにおける観光政策を一元化し、「Destination Nancy」を通じて、観光客誘致の強化に取り組んでいる。都市圏共同体は、観光政策において直接的な管理権限を持ち、コミューンとの連携により、その政策を実施している。

ア ナンシー都市圏共同体の役割

ナンシー都市圏共同体は、観光戦略の大枠を定める中心的な役割を果たしている。これを実施するのが、「Destination Nancy」という地方自治体が出資する地方公社（société publique locale, SPL）で、ナンシー都市圏共同体がその資本の82%を保有し、残りの18%はナンシー市が所有している。「Destination Nancy」は、観光事業の管理、イベントや会議の運営及び地域の国内外でのプロモーションを担当している。

イ 観光戦略の策定

観光戦略の策定は、ナンシー都市圏共同体と各コミューン、さらに観光業界の関係者との協議を通じて行われる。2022年には、上記のとおり、観光戦略が更新された。

ウ 各コミューンの参加

各コミューンは、都市圏共同体内の各機関を通じて、観光政策の策定に参加している。各コミューンは、コミューン選挙の際に選出された議員を代表者として、都市圏共同体議会に送り出し、観光政策に関する重要な決定に関わっている。これにより、各コミューンの特性やニーズが政策に反映され、地域全体として調和のとれた観光開発が進められている。

エ ナンシー市の役割

ナンシー市は、ナンシー都市圏共同体の経済的・文化的な中心地であるため、観光政策において重要な役割を果たしている。ナンシー市は「Destination Nancy」の18%の資本を保有しており、市の国際交流やプロモーションを担当する副市長等が、観光政策の実施に積極的に関わっている。具体的には、大規模なイベントやインフラの開発、旅行者の受入において中心的な役割を担っている。

オ インフラとイベントの管理

主要な観光インフラ（プルヴェ会議場や展示センター等）は、都市圏共同体とナンシー市によって共同で管理されている。これにより、国内外からの旅行者やビジネス関係者を引きつける大規模なイベントを効率的に開催できるよう、協力体制が整っている。

カ 主要な実施機関：Destination Nancy

Destination Nancy は、ナンシー都市圏共同体における観光振興とイベント運営を担当する地方公社であり、都市圏共同体の観光政策の実施を主導している。この組織は、観光地のプロモーションやイベントの開催を通じて、地域の経済発展をサポートしている。Destination Nancy は、観光とビジネスイベントの両方に対応するため、以下のような複数の部門やチームで構成されており、観光資源を効果的に活用するための戦略的な役割を担っている。

（ア）観光局（Pôle Office de Tourisme）

ナンシー都市圏共同体の観光促進に特化して活動している。その主な目的は、マーケティングキャンペーン、パートナーシップ及びナンシー都市圏共同体の観光資源を活用したプロモーションを通じて、旅行者を引きつけることである。

（イ）ナンシー観光（Nancy Tourisme）

実際の旅行者の受入や旅行者向けサービスを担当している。スタニスラス広場にある観光案内所を運営しており、観光情報の提供やガイド付きツアー等のサービスを行っている。この部門は、訪問者に直接的な体験を提供する責任を持っており、グループや個人向けにカスタマイズされたソリューションを提案している。

（ウ）コンベンションビューロー（Convention Bureau）

会議、展示会、その他のプロフェッショナルイベントの企画・運営を担当している。イベント主催者に対してサポートを提供し、地域のサービスとの調整を行う役割を担っている。プルヴェ会議場や展示センターの運営もこの部門が担当している。

（エ）イベント運営部門（Pôle Gestion des Événements）

公共及び民間のイベントの計画と運営を担当し、大規模な展示会や文化イベントを手掛けている。イベントの規模に応じた包括的な運営計画を提供し、成功に向けてサポートを行う。

（オ）ウェブサイト

Destination Nancy には、以下のとおり、異なる目的や役割のために運営されている2つの公式ウェブサイトが存在する。

Destination Nancy (<https://destination-nancy.com/>)

こちらのサイトは、主にビジネス関係者やイベント主催者を対象としている。ナンシー都市圏共同体で開催されるビジネスイベントや会議、展示会の情報に特化している。会場の貸出、イベントの企画や運営に関するサービスを提供している。

例：プルヴェ会議場やナンシー展示センターに関する詳細、ナンシー都市圏共同体で開催される国際会議の情報等。

Nancy Tourisme (<https://www.nancy-tourisme.fr/>)

こちらのサイトは、ナンシーを訪れる旅行者向けに作成されたものである。ナンシー市内の観光スポット、文化イベント、ガイド付きツアー、宿泊施設等、旅行計画に役立つ情報を提供している。

例：ナンシー都市圏共同体の文化遺産、観光ルート、おすすめのレストランやホテルの紹介等。

3 滞在税の概要

(1) 基本情報

(2) (表4-1) ナンシー都市圏共同体の滞在税の基本情報

導入開始日	随分前に導入したため不明
納税義務者	宿泊施設に宿泊した者
税額・税率	パレス (ナンシーには存在せず) : 2.42€ 5つ星 (") : 2.42€ 4つ星 : 2.20€ 3つ星 : 1.32€ 2つ星 : 0.99€ 1つ星 : 0.83€ キャンプ場 : 0.61€ ※いずれも一人一泊あたりの税額 ※ムルト・エ・モゼール県の追加税 10%を含む (2023年議決、2024年1月1日施行)
税込	2023年:104万5,280€ (=124万5,365泊) 2022年:105万4,780€ (=126万3,371泊)
対象施設	民泊を含む宿泊施設
免税点の有無	なし。なお、以前はユースホステル (現在は閉業) 利用者は無料だった。 ※条例で自治体独自に定めることができる。
課税免除	・未成年者 ・市町村で雇用されている季節労働者 ・避難している者

徴税方法	宿泊料金決済システムに納税機能を搭載しており、ナンシー都市圏共同体へ直接納税される。
制度の見直し	毎年見直し可能

滞在税額について、デュソワール氏によると、近隣地域の滞在税の状況をベンチマークに設定し、注視しているとのことであった。そのため、現状では、ナンシー都市圏共同体の滞在税額は近隣よりも低い、仮にナンシーの税額が近隣より高くなれば、宿泊旅行者が、税額が安い近隣地域へと流れてしまう可能性は十分にあるものと認識しており、現時点で滞在税の増税は全く考えていないとのことであった。また、もし仮に税額を上げる場合、宿泊事業者等関係者に対し、事前に極めて丁寧な説明が必要であるとも話していた。

一方で、ヴィリエ氏によると、滞在税の税額が旅行者の目的地選定の一要素であることは間違いないが、それが全てではなく、滞在税が高くても、滞在期間中は公共交通機関を無料にする等、他のプロモーションや手段を組み合わせることで対抗することは一般論としては可能だろうとのことであった。

(2) 用途について

ア 具体的な用途

滞在税の用途については、後述する会議において決定される。滞在税の税収には限りがあるため、観光に関するもの全てに充当できるわけではないが、魅力発信やコミュニケーションの面で意義があることが会議で認められれば、充当対象とすることができる。

具体的な用途は、以下のとおりである。

- ・ Destination NANCY の運営費、事業費（観光案内所の管理運営を含む）【税収の 60%以上】
- ・ 各種観光に関するマップの発行
- ・ マーケティング関連費
- ・ イベント開催費
- ・ 旅行冊子「VISIT NANCY」、年 2 回、2 万 5,000 から 3 万部発行【5 万ユーロ】
（毎号テーマを決め、旅行者だけでなく、住民も関心を引くようなビジュアル、デザイン、内容を心掛け、イベント等を掲載し、ナンシー都市圏共同体全域の魅力を発信している。旅行者が立ち寄る観光局や中心部等に戦略的、効果的な場所に設置するようにしている。英語版、ドイツ語版あり。ダウンロード版もあり。）
- ・ 街歩きに関する経費【数年間で計 50 万ユーロ】
（外部事業者にコース考案の依頼し、マップの作成（紙及び電子媒体）、QR コードの読込、看板の設置、歩道に目印を設置している。）
- ・ 自転車観光プロジェクト「Boucle de la Mouselle」への参加に関する経費
- ・ ナンシー駅前のモニュメント設置費【3.5 万ユーロ】
- ・ Atout France と協力し、ウェルビーイングキャンペーンを実施【2.7 万ユーロ】



観光案内所運営

旅行冊子「VISIT NANCY」

街歩きに関する経費

ナンシー駅前に設置されたモニュメント

(図4-2) 滞在税の使途²⁸

イ 使途の決定方法

年に1、2回開催される会議（COFIL）で話し合い、充当対象やその金額を決定している。ホテル・レストラン協会、民泊協会、商工会議所等から幅広く12人程度を会議に招集し、毎回8人から10人程度参加している。

デュソワール氏によると、例年にない新しいものや金額が大きいものについては、この場でよく話し合うことが大事であり、ここでしっかりと議論を尽くすと、実際に事業を進める時にスムーズになることが多いとのことであった。一方で観光マップのような定型的なものは引き続き充当対象として承認されることが多く、また新規のものであっても、金額が小さければ、会議にかけずに観光局の責任者である自身が決定することもあるとのことであった。

²⁸ 筆者撮影（撮影日：2024年9月10日）

4 コロナ禍以降の状況及び課題

(1) 観光スタイルの変化、ニーズの多様化

全体的な旅行者数は、3年かけて、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻った。一方で、日本人旅行者は、コロナ禍前は全体の4%を占めていたが、現在1%に留まっており、戻りが鈍い。

新型コロナウイルス感染症拡大前は、遠くへ旅行することがトレンドだったが、コロナ禍以降、近隣からの旅行者が増え、今では全体の3分の1程を占めている。近隣住民がリピーターになることも多く、本物志向や体験、地元の職人や住民と交流するメニューを好む傾向にある。そのため、観光局としては、彼らには、通常の観光メニューとは一線を画すようなメニューを提案することを意識している。

例えば、観光局では、旅行者と地元住民の交流を促進するための一つの手法として、仕事をリタイアした人等をボランティアガイドとして登録している。氏名だけでなく、対応可能な言語や得意な分野、関心のあるテーマ等の詳細情報を専用サイトで公開している。国内外の旅行者は、それを閲覧し、自分と志向が合うガイドを選択することが可能である。自分の街を紹介したいという方とナンシーを深く知りたいという旅行者の思いが合致しており、同じガイドに何度も街を案内してもらっても少なくなく、活躍の場や良い出会いの機会の創出にも寄与している。

(2) 民泊

フランスでは、民泊は自治体に届出や登録の義務があり、ナンシー都市圏共同体は、比較的適正に管理できている方だと言える。一方で、デュソワール氏やヴィリエ氏によると、民泊事業者に危機感を感じているとのことであった。その理由としては、ホテル事業者は滞在税を適切に納付するだけでなく、昔からナンシーの観光のために協力、貢献してきたが、一部の民泊事業者の中には、適正に滞在税を納付していないものがあるにも関わらず、民泊を利用する宿泊旅行者が増えてきている実情もあり、ホテル事業者と民泊事業者との間で公平性が欠けているのではないかと思われるからとのことであった。

また、一部の民泊施設では、日本と同じように、ごみや騒音等宿泊旅行者のマナーの欠如という問題も発生している。

(3) オーバーツーリズム

デュソワール氏及びヴィリエ氏によると、フランスのごく一部の観光地でしか発生しておらず、ナンシー都市圏共同体では、オーバーツーリズムの問題は発生していないとのことであった。

5 宿泊事業者へ聞き取り

(1) ベストウエスタンホテル (Hôtel Best Western)

ポール・ガティノワ (Paul Gatinois) 氏

(責任者及びナンシー都市圏共同体ホテル部会 前会長)

ア ベストウエスタンホテルについて

ナンシー市で 1970 年代から営業されている 4 つ星ホテル。ポール氏の祖父が始め、自身で 3 代目。建物は 19 世紀後半に建造。観光目的よりビジネス目的の宿泊の方が多い。



(図 4 - 3) ベストウエスタンホテルの様子²⁹

イ 滞在税について

滞在税についての、ガティノワ氏の意見は次のとおりであった。

- ・ナンシー市では、滞在税は観光の魅力を高めるために活用されている。一方でベネツィアでは、オーバーツーリズム対策として利用されている。同じ滞在税でも、都市によって目的、用途、機能が異なる。さらにフランスでは、滞在税の税額は街によって異なる。街の規模は関係なく、街の人口が少なくても、非常に多くの旅行者が訪れるため、滞在税額を高額に設定している場所も存在する。
- ・自治体関係者と宿泊事業者が合意形成を図るためには、滞在税は観光振興のために利用されることを宿泊事業者に理解してもらうことが非常に重要であり、法律や条例で観光のために使うことが義務付けられているということを理解してもらわなければならない。
- ・滞在税がかかることはヨーロッパでは一般的なもので、当ホテルの従業員と宿泊旅行者との間で、それに関するクレームやトラブルは全くない。
- ・もし仮に滞在税を上げるとしたら、反対する。当ホテルはビジネス旅行者が多いので、滞在税を上げることで出張費用も上がってしまい、企業側の出張費用がかさばり、結果的に出張の機会や回数が減ってしまうことになる。おそらく企業からクレームが来るだろう。滞在税の税額は、企業にも説明ができるような合理的な税額でなければならない。滞在税を上げるかどうかは、ホテルの売上や宿泊旅行者数を細かく見て判断しなければならない。現状、ホテル業界の売上は上がっておらず、良くても横ばいであり、今この状況で増税することは非現実的である。

²⁹ 筆者撮影（撮影日：2024年9月11日）

ウ 民泊について

民泊についての、ガティノワ氏の意見は次のとおりであった。

- ・フランスでは、民泊の宿泊数が伸び、ホテルの宿泊数が減少している状況であり、危惧している。現状では、フランスにおいても、民泊は主に2、3つ星のホテルと競合しているが、4つ星ホテルと競合するような豪華な民泊も出現している。既存のホテルと民泊とは、宿泊業という点では同じであるが、税、安全性等の面で、ホテルは適切に義務を履行しているにもかかわらず、民泊は必ずしもそうではないことが多い。競合性において、ホテルは不公平、不利な立場に置かれている。

(2) アダジオ・アパートホテル (Adagio Aparthotel)

エロディ・ゼール (Élodie Zehr) 氏

(責任者及びナンシー都市圏共同体ホテル部会 会長)

ア アダジオ・アパートホテル

滞在型ホテルであり、4泊から9泊する人が多い。(平均3泊程度)。夏はベルギー、ドイツ、オランダからの宿泊旅行者が多く、彼らはナンシー市を經由し他の都市に移動する。複数のサイクリングロードの通過地点に位置しており、サイクルツーリストが多いため、ホテル内に大きな自転車置き場を備えている。サイクルツーリストを受け入れるためのラベル (アキュイペロイ) を取得している。船の旅行者の寄港地もすぐそばにある。



(図4-4) アダジオ・アパートホテルの様子³⁰

イ 滞在税について

³⁰ 筆者撮影 (撮影日: 2024年9月11日)

滞在税についての、ゼール氏の意見は次のとおりであった。

- ・滞在税は結果的に観光振興に還元されるので、観光業にとっては必要なものだと考える。観光が振興されれば、ホテルに泊まる人が増える。宿泊旅行者が増えれば、滞在税が増え、さらに観光が良くなる、という好循環が生まれる。我々のホテルは3つ星ホテルで、滞在税は1.32ユーロ（県追加税含む）。季節によって宿泊料金は変動するが、滞在税額は変わらない。しかし、2025年1月1日から、数字のキリをよくするために、ナンシー都市圏共同体内全ての3つ星ホテルの税額が1.35に上がる（ナンシー都市圏共同体議会で議決済）。0.03ユーロ上がる理由を宿泊旅行者にきちんと説明できるように、受付係に対し研修を行っている。今回の上昇についても、しっかり説明することができれば、宿泊旅行者に理解してもらえるはずだ。滞在税が具体的にどのように使われているかを丁寧に説明することができれば、大半の宿泊旅行者には理解してもらえる。したがって従業員と宿泊旅行者がそれを理解することが重要である。
- ・一方で、滞在税の使途について、住民向けのPRが不足しているため、知らない住民が多い。最近設置された駅前のモニュメントも、滞在税でなく、住民の税金から作られたと思っている住民が非常に多いことが残念である。
- ・現時点で、例えば滞在税を2倍にするとしたら、強く反対する。劇的な変化や付加価値がもたらされる、重要なイベントが開催される等であれば話は別だが、そうでなければ宿泊旅行者に説明することができない。滞在税を上げるには正当な理由が必要であり、単純に上げることはできない。現在、宿泊旅行者数や売上は、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻っているので悪くはないが、横ばいの状況である。もっと宿泊旅行者が増えて、宿泊料金が上がり、ホテルの収益が上がっている状況であれば増税する可能性はあるが、横ばいの状況では増税は非現実的である。
- ・宿泊旅行者からの滞在税の徴収及び納税については、Nouveaux Territoires（ヌーベルテリトワール）と言う有料のシステムを導入している。このシステムにより、自動的に宿泊料金と滞在税を積算し、滞在税をナンシー都市圏共同体、追加税をムルト・エ・モゼール県に納税できる。それにより従業員の事務負担はかなり軽減されている。

ウ ナンシー都市圏共同体ホテル部会について

ナンシー都市圏共同体ホテル部会についての、ゼール氏の意見は次のとおりであった。

- ・観光局とホテル業界が密に連携していることは、ナンシー都市圏共同体の一つの特徴だと言える。目標を共有することができるので心強い。一方で、自治体とホテル業界が連携、協力していない地域も少なくない。例えば隣のメス市の場合、同じレベルで意見交換や協働することはなく、自治体が計画や政策を決定し、それをホテル業界に下ろし、実行するという関係である。
- ・ナンシーのホテル部会は、2つ星から4つ星まで、グループや系列から個人経営、地場のものまで、良い意味で混成されている。
- 一方で、アコーホテルズグループ（Accor。フランスを本拠とし、世界100か国5,100

以上のホテルを展開するホテルチェーン³¹⁾ のホテルしか会員に含まれていない地域もある。ナンシーは混成のメンバーが、等しく意見を言ったり、交流することができる。あくまでも、最終的な決定は、理事会等で幹部が行うが、等しく意見を表明できる場やそのための雰囲気を作ることが重要である。これも他の都市にはないナンシーの特徴だと言える。

6 ナンシーテルマル (Nancy Thermal) へ聞き取り

責任者 ディディエ・リングウォルド (Didier Ringwald) 氏

ナンシー都市圏共同体観光局によると、現在のナンシー観光部門における最重要施設である。元々、屋内プールと屋外プールがあった場所を、数十年かけ、1億ユーロを費やし改修し、2023年に開業した。

遊泳、スパ、湯治(温泉水を利用したフランスの伝統的な温泉治療)、宿泊を備えた施設で、各4,000メートル²、計約1万6,000²。遊泳、スパ、湯治には、地下から掘り上げた温泉水を使っている。遊泳4万人、スパ4万人、湯治1.5万人の利用を目指している。湯治の治療には、最低18日間必要で、土日も含めると21日間滞在することになる。その結果滞在日数が多くなる。(湯治1.5万人×21日+遊泳4万+スパ4万=39.5万人≒40万人)

視察当日は平日の日中であつたにもかかわらず、老若男女が次々と遊泳、スパに訪れていた。

現在、遊泳客はナンシー市民が中心だが、スパを受けるために車で1時間かけて訪れる人も珍しくない。湯治ゾーンには、フランス全土から客が訪れている。フランス人は普段はシャワーのみだが、風呂に浸かるのも好む。

ナンシーテルマルでは、入場料2時間約20ユーロで贅沢な非日常を味わうことができる。ジャグジーやヒーリング音楽等リラクゼーション効果を得られる仕掛けがいくつもなされている。

リウマチ等、医師から治療のため湯治が必要であるとの処方箋が出されれば、利用料は保険対象となる。湯治のための宿泊旅行者は、毎日朝から風呂やプールに入ることができる。今後の更なる湯治客の集客を見越し、様々な最新設備を備えている。

宿泊施設は長期間滞在できるキッチン併設型である。市内中心部へも徒歩20分で、バスでも移動可能である。

複合施設であり、多くの雇用を創出することができる。現状では、一般的な観光業同様、人が足りていない状況である。

³¹ アコーホテルズグループ HP [<https://all.accor.com/a/ja/brands.html>] (最終検索日:2024年12月31日)



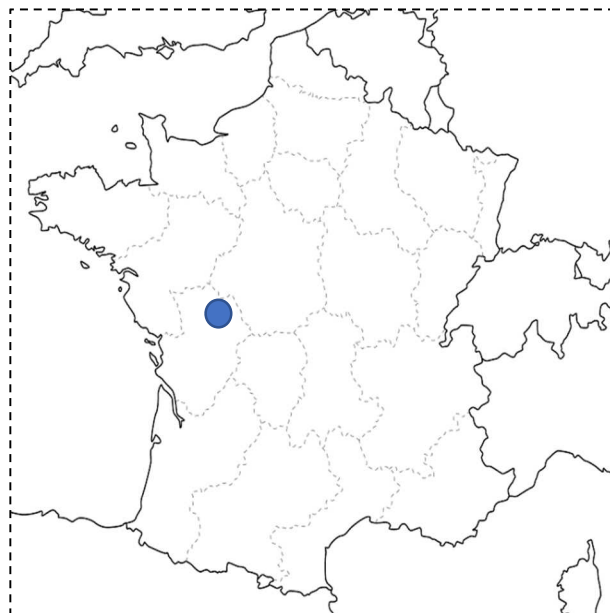
(図4-5) ナンシーテルマルの様子³²

第2節 シャテルロー都市圏共同体の事例

本節では、シャテルロー都市圏共同体（Grand Châtelleraut）（以下「シャテルロー都市圏共同体」という。）での、ヒアリング調査の内容について記す。ヒアリングは、2023年11月にシャテルロー都市圏共同体を訪問し、観光部門担当助役ルシアン・ジュジェ（Lucien Juge）氏、観光局の責任者ヴェロニク・ボアレル（Veronique Boirel）氏に対し実施した。

1 自治体概要

シャテルロー都市圏共同体は、ヌーベル・アキテーヌ州のヴィエンヌ県に位置し、47のコミューンで構成されている。面積は1,134km²、2024年の人口は約8万6,000人で、266のコミューンを擁する同県の人口の19.84%を占める。



(図4-6) シャテルロー都市圏共同体の位置図

³² 筆者撮影（撮影日：2024年9月11日）

2 シャテルロー都市圏共同体の観光政策について³³
シャテルロー都市圏共同体は、地域の魅力をさらに高めるため、多くの戦略的優先事項に基づき、2024年から2030年までの観光開発計画を策定した。



(図4-7) シャテルロー都市圏共同体 観光開発計画 2024-2030

(1) 戦略

観光開発計画における戦略は、以下の6つの主要軸に基づいている。

- ア 責任ある観光の実施
- イ 持続可能な観光の実現
- ウ 顧客満足度向上
- エ 魅力的なおもてなし
- オ 観光経済の担い手のネットワーク強化
- カ 地域の発展に対する観光部門の貢献

(2) 重点政策

以下の7つの重点政策に注力し取り組むものである。

- ア 共同体内のコミューンを観光地として開発
 - ・シャテルロー (Châtelleraut) において、レストランの開発やビジネス市場の開拓、文化遺産プロモーションの実施
 - ・ラ・ロッシュ・ポゼ (La Roche-Posay) において、「家族」、「高級」、「ビジネス」等、対象ごとの滞在プランを確立
 - ・アングル・シュル・ラングラン (Angles-sur-l'Anglin) において、「フランスで最も美しい村」ラベルの更新

³³ シャテルロー都市圏共同体 観光開発計画 2024-2030[<https://www.tourisme-chatelleraut.fr/espace-pro/commune/schema-de-developpement-touristique/>] (最終検索日：2024年12月24日)

- イ 強力な個性を持つ卓越した観光地の開発
 - ・芸術や遺産等に関する事業の開発及び支援
 - ・ラ・ロッシュ・ポゼのウェルビーイング関連事業を支援
 - ・「低炭素」、「上質な体験」等を掲げたビジネスを提供

- ウ おもてなしの向上
 - ・宿泊施設の新設や近代化を支援
 - ・施設の断熱改修等環境配慮対応への支援
 - ・障がい者の受入支援等おもてなしの質の向上

- エ 地域のイメージと評判の向上
 - ・それぞれの地域にあったイメージ戦略を実施
(例)・ラ・ロッシュ・ポゼのスパで、自分のために過ごす
・アングル・シュル・ラングランで、家族で遺産を巡る

- オ アウトドアアクティビティの開発
 - ・サイクリングやハイキング等野外活動の開発
 - ・釣りやカヌー等水を楽しめる体験の開発

- カ 「家族」を対象とした観光開発
 - ・ゲームや宝探し等、老若男女がともに楽しみ、体験できる観光プランの開発

- キ 観光産業のネットワーク化及びデジタル化
 - ・観光活動のオンライン販売の促進
 - ・デジタルマーケティング戦略を活用し、オンラインでの存在感を高め、販売の活性化を図る
 - ・観光サイトやアクティビティとの間のネットワーク化の推進
 - ・観光事業者間のパートナーシップの発展

3 滞在税の概要

(1) 基本情報³⁴

(表 4-2) シャテルロー都市圏共同体の滞在税の基本情報

導入開始日	2018 年
納税義務者	コミューンに居住していない、滞在費を支払うために滞在する人

³⁴ シャテルロー都市圏共同体 滞在税

HP[<https://taxe.3douest.com/chatelleraudaisrocheposay.php>] (最終検索日：2024 年 12 月 24 日)

税額・税率	パレス：4€ 5つ星：1.5€ 4つ星：1€ 3つ星：0.90€ 2つ星：0.73€ 1つ星：0.65€ キャンプ場：0.20～0.45€ 分類されていない宿泊施設：総費用の3% 年間通じて一律。季節ごとに変動することはない。
税収	2023年：15万2,052€ (=18万3,035泊)
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高級ホテル ・観光ホテル ・観光レジデンス ・家具付き観光宿泊施設 ・休暇村 ・ゲストルーム ・コレクティブ・ホステル ・モーターホームパークや観光駐車場のピッチ ・キャンプ場、キャラバンパーク、その他の屋外宿泊施設 ・マリーナ ・分類されていない宿泊施設又は分類待ちの宿泊施設
免税点の有無	なし
課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・季節労働者で、「季節契約」と記載された契約書を提出でき、その地域で雇用されている人。 ・緊急の宿泊施設や一時的な再入居の恩恵を受けている人 ・家賃が1ユーロ以下の物件に入居している人
徴税方法	年4回 以下に詳細を記載
制度の見直し	毎年見直し可能

ア 導入について

当該地域では、2008年に滞在税が導入された。最初は13のコミューンで構成される共同体で始めた（シャテルロー市は13のコミューンには含まれず。）。2008年当時は、あくまでも新たな財源確保を目的としており、特別に観光プロモーションや観光振興を行う意図はなかった。そのため、ボアレル氏によると、滞在税は単なる増税であるという印象を宿泊事業者に与えてしまい、非常に大きな間違いだったと反省しているとのことであった。

その後、2018年のNOTRe法制定に伴い、コミューン共同体同士が集まり、47コミュー

ーンで構成されるシャテルロー都市圏共同体が設立され、滞在税も都市圏共同体の単位で導入された。シャテルロー市では、このタイミングで滞在税が導入された。

イ ラ・ロッシュ・ポゼ (La Roche-Posay)

ラ・ロッシュ・ポゼは、共同体内で最も旅行者が訪れるコミューンであり、湯治場としても有名である。

ラ・ロッシュ・ポゼは、山岳法によって定められている規定を盾に、自分たちのコミューンに自治制、独立性を認めてほしいと主張していることから、独自の観光政策及び観光局を持っている。

さらに、滞在税についても、シャテルロー都市圏共同体全 47 コミューンのうち 46 は同一の制度で運用しているが、ラ・ロッシュ・ポゼだけが別の滞在税を適用している。

ウ 宿泊事業者を含めた地域のネットワーク

滞在税の制度を円滑に運用するためには、宿泊事業者を含めた地域のネットワークが重要である。

なぜなら、滞在税は宿泊事業者による申請主義であり、申請を行う宿泊事業者に制度や意義を理解してもらわなければ、うまく運用することができないからである。そのため、滞在税を課す自治体は、宿泊事業者の理解を得るために、その目的、背景や用途をしっかりと説明する必要がある。2008 年に最初に滞在税を導入した際は、宿泊事業者の理解を得ることを怠ったため、単なる増税と受け止められてしまったが、2018 年にはこの失敗を繰り返さないよう、宿泊事業者をはじめとする様々な関係者を巻き込み、説明を行うことで、滞在税は、観光発展のための共同のツールであるとの理解を得ていった。

宿泊事業者は、滞在税の徴収やその際の話し合い、相談をきっかけとして、シャテルロー都市圏共同体の観光ネットワークの一員となっていた。

観光分野は、農村部も含めた地域全域に影響を及ぼしており、その推進のために様々なプロジェクトが進行している。そのため、計画や政策、事業等について、ネットワーク全体で打合せ、相談、協議等を行い進めている。

エ 税額及び税率

税額及び税率については毎年見直しが可能であり、税額を変更する場合は、コミューン議会又はコミューン間広域行政組織 (EPCI) 議会の議決が必要である旨、法律に明記されている。

シャテルロー都市圏共同体では、税額及び税率の決定後、観光局がその詳細を観光業界の関係者に、対面及びニューズレター、電子報告書等で報告する。その後、期日までに、翌年の税額及び税率を DELTA に入力する。

税額及び税率を変更する場合には、基幹的なプロジェクトの進行等、相応の理由が必要であるが、併せて周辺自治体の状況を注視する必要がある。そのため、税額及び税率を上げる予定があるのか、あるとすればどのくらいあげるのか等について、観光局の担当者は、

周辺 80 キロ圏内の地域の担当者と連絡を取り、話し合っている。それらの地域とは、互いに、競争関係にはあるものの、適切な競争関係を歪めることがない程度の滞在税額及び税率を設定している。当然ながら最終決定権は各コミューンに属しているので、その増減について、近隣自治体が反対できるものではないが、導入から今日に至るまで、基本的には近隣自治体同士で調整した税額及び税率を設定してきている。

シャテルロー都市圏共同体では、過去に一度だけ税額を引き上げたことがある。(2022年4月11日議決。2023年1月1日施行)。これは、基幹的なプロジェクトがあったわけではなく、周辺地域が滞在税を引き上げたため、それに合わせ増税を行ったというものである。そのため、引き上げ幅はわずかだったにもかかわらず、合意形成のために大変な苦勞を伴ったとのことである。

なお、ボアレル氏によると、仮に1ユーロ増税したとしても、旅行者数が大きく変化したり、近隣自治体に流れることにはならないと思うが、ビジネス旅行者の立場で考えると、もし近隣自治体と滞在税額で乖離がある場合、税額が安い自治体に流れてしまう可能性はあるとのことであった。これは、例えば一人当たり1ユーロの違いであっても、仮に50人、100人の社員を、又は複数回派遣するとしたら、企業側としては大きな負担になってしまうからである。そのため、そのようなことが生じないように適切に税額を決めているとのことであった。滞在税収入を増やすためには、宿泊施設の新設や稼働率の向上といった他の手段も優先されるべきであり、観光局として、地元の宿泊業者等の関係者との信頼関係を損なう行動や、軽視するような行動をとることできず、安易な増税は考えていないとのことであった。

なお、ヌーベル・アキテーヌ州の付加税は一部のコミューンにしか適用されず、シャテルロー都市圏共同体は対象外である。

オ 滞在税収入

観光局の収入の約4分の1を滞在税が占めている。

(2) 使途

ア 具体的な使途

以下のとおり、観光に関するプロモーションは全て使途の対象となりうる。

- ・ガイドブック等の刊行物
- ・見本市出展
- ・ウェブサイト関連費
- ・プロモーションビデオ制作費
- ・インフルエンサー招聘事業
- ・航空キャンペーン
- ・パリ市内の駅にポスターを掲出
- ・ゲストカードの試験的導入(カードがあれば、地域内の対象店舗でプレゼントをもらえたり、商品が割引になる等のサービスが受けられる。)

- ・ホテルの宿泊部屋にウェルカムキットの配布

イ 使途の決定方法

実際に使途を決定する際は、関係者が一堂に会し（関係者の約 30%が出席）、滞在税の税収を、どのような事業に、どのくらい額を充当するかを決定する。具体的には、毎年3月に、全三部制の全体会議が開催される。第一部では、今年の実績、数字等の実績について、第二部では、何を、どのように行ったか等の内容について、事務局が説明する。実際のプロジェクトが、どのような形で資金を得て、どのように実施、進捗したかを具体的に説明する。そして第三部では、翌年どのようなプロジェクトを考えているかを説明する。このように、今年度実績と来年度計画を明確に報告し、完全に透明性を確保している。

その後、テーマ別（例：プロモーションビデオ制作等）に、小さな部会が開かれる。参加者は5人から10人程度のことが多く、参加者全員で詳細を決めていく。そうすることで、共同制作という意識が生まれ、これまで知らなかった者同士が知り合う機会にもなっている。

このような体制はコロナ禍に確立された。新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業の停滞、観光ニーズの多様化等、困難な状況に置かれたが、参加者全員がそこからの挽回を目指したことがきっかけとなったものである。

滞在税の収入が増えると、財政的な体力が得られ、その結果、事業実施の可能性が広がるため、行政と宿泊事業者をはじめとした関係者は、ウィンーウィンの関係にある。

滞在税を活用した事業については、透明性が確保されているため、受託事業者は観光局からの業務を積極的に引き受けている。



(図4-8) 滞在税の電子報告書³⁵

4 コロナ禍以降の状況及び課題

(1) コロナ禍以降の状況

シャテルロー都市圏共同体内の観光事業関係者は約1,200人程度であり、他の地域と比

³⁵ シャテルロー都市圏共同体 滞在税電子報告書（2024年4月18日発行）[<https://www.calameo.com/read/0072251250098a62af995?page=1>]（最終検索日：2024年12月24日）

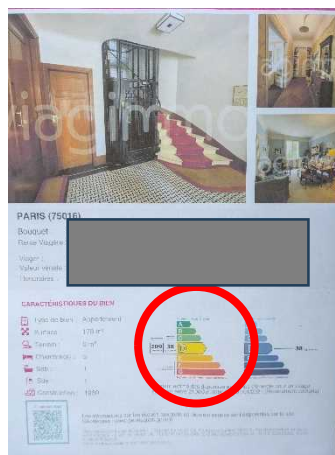
べるとあまり多くはない。そのため、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける人も、あまり多くなく、比較的迅速かつ柔軟に対応することができた。その結果、新型コロナウイルス感染症拡大前と比べ、観光部門全体の売上はまだ戻っていないが、旅行者数は戻ってきた。

コロナ禍後は、家族での旅行ニーズが増えており、それに合わせ、観光局も家族向けの滞在プランを考案し、そのプロモーションに力を入れている。一方でビジネス旅行者に対しては、家族向けとは異なるプランを提案している。

(2) 持続可能な観光

観光部門で一番大きな課題は、気候変動である。夏には、酷暑や干ばつ等の異常気象が発生しているほか、シアノバクテリアの影響により、川を泳ぐことができなくなる等、水質や水環境問題からも目を背けることはできない。

宿泊施設のエネルギー効率の低さも課題である。数年後には、住居のエネルギーパフォーマンス A から G のうち、C 以上でなければ営業を許可されず、D 以下は営業不可となる。それに準拠するならば、シャテルロー都市圏共同体内の約 40%から 50%の宿泊施設が営業不可となる。宿泊施設はそのための対策を急ぐ必要がある。



(図4-9) 住居のエネルギーパフォーマンス診断 イメージ図³⁶

(3) 民泊

民泊を厳しく規制するコミューンも存在するが、シャテルロー都市圏共同体は、そのような立場や考え方を取っていない。

民泊事業者が事業を開始する場合、まずシャテルロー都市圏共同体内のコミューンに届出を行う。次に各コミューンの担当部者からその情報が、観光局に対して伝達される。そしてその情報を元に、観光局が民泊事業者へ個別に連絡を取り、共同体の観光ネットワークに関する説明や啓発を行っている。

³⁶ 筆者が撮影し、加工。住居のエネルギーパフォーマンス診断 [<https://www.ecologie.gouv.fr/politiques-publiques/diagnostic-performance-energetique-dpe>] (最終検索日：2025年1月16日)

滞在税の徴収、納税についても、観光局が事業者に対し、その目的や意義、使途を丁寧に説明し、事業者が理解した上で、自発的な納税を促している。なお、民泊事業者に対して、強制的、強権的に徴収を行うコミュニケーションも存在するそうであるが、シャテルロー都市圏共同体はそのような方法を取っていない。

(4) オーバーツーリズム

観光局は、フランスでは、ごく一部の観光地を除き、オーバーツーリズムの問題は存在しないと認識している。ただし、持続可能な開発、自然空間の保護、責任ある観光という観点から、旅行者の動きや流れを適切なものにすることは重要であると考えている。

また、オーバーツーリズムや持続可能な観光については、関係者のプロフェッショナル化を図っている。そのため、座学や現場研修、ワークショップ、ウェブ等、様々な形式での教育プログラムを無料で提供している。

(5) 人材確保

若者に対して、観光部門で働くことは、山や海で季節労働することに比べ、待遇が良いということを説明したり、見本市において、若者と働き口となる企業、ホテル、飲食店等との出会いの機会を創出している。また、観光部門の社会的責任として、観光局で研修生や見習い生を受け入れている。さらに、事業者向けの研修プログラムを設け、新しい世代の人を雇用するにはどうしたらよいかを伝えている。

観光局によると、人材の問題については簡単ではないが、この地域の魅力やポテンシャルは、まだまだ開発途上であり、今後それが開発された時に戦力となるプロフェッショナルを養成していくことが重要であると認識しているとのことであった。

なお、滞在税は人材確保のためには使用されない。シャテルロー都市圏共同体では、ヌーベル・アキテーヌ州と共同で、季節労働者が早く地域になじみ、次年度以降も継続的に働きに訪れることを目的とした、地域紹介ビデオや教育訓練プログラムを提供している。

観光ニーズの多様化、人材確保等の問題を解決する一つの手段として、地域住民の活用が行われている。シャテルロー都市圏共同体は、約 20 年前に地域アンバサダーのネットワークを設立した。このネットワーク内のアンバサダーの一部は、自分が持つ知識や情熱を観光客・訪問者と共有したいという理由で、グリーター (greeters) になることができる。グリーターは、他のアンバサダーと同様に、観光客・訪問者の迎え入れ、イベント参加、地域のプロモーション活動に貢献している。住民、とりわけグリーターの関与は、地域のプロモーションにおいて非常に重要である。

(6) データについて

観光に関するデータには 2 種類あり、いずれのデータも EU の一般データ保護規則 (GDPR (General Data Protection Regulation))³⁷ を遵守している。

³⁷ 個人情報保護委員会 HP[<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>] (最終検索日：2024 年 12 月 17 日)

一つは、観光経済の状況等を分析、観察するためのダッシュボードのようなデータである。そこから得た情報を元に、地域経済の方向性や発展性を見て、戦略を立てるために役立てられている。

もう一つは、マーケティングのために使われるデータである。顧客情報のデータベースを保有しており、定期的にニューズレターの送付等を行っている。

なお、保有するデータのオープン化や共有化は、実施していないとのことである。



(図4-10) シャテルロー都市圏共同体 観光案内所³⁸

³⁸ 筆者撮影 (2024年11月15日)

おわりに

歴史的な建造物や芸術作品、重厚な文化、美食等々、フランスに観光に訪れたいくなる理由を上げればキリがない。それはフランスの魅力に他ならないが、その一方で、どのようにそれらを保存しているのか、どのような教育を行っているのか、また予算的な観点を含め、なぜそれが可能なのかということについて、私は疑問を持っていた。

日仏では、国や自治体の観光部門への予算配分に対する考え方がそもそも異なるが、本レポートの調査を終えた現在、滞在税による自治体の財源確保は、フランスが世界有数の観光地であり続けるための一つの要因であると私は感じている。

フランスでは、90%以上のコミューンで滞在税を導入しており、利用者にとって、滞在税を支払うことは珍しくなく、自治体の観光部門職員だけでなく、宿泊事業者も、「滞在税は使途を通じて、結果的に観光振興に還元されるので、観光業にとっては必要なものである」と口を揃える。フランスにとって、滞在税は現在では広く一般的であると言って差し支えないだろう。

しかしながら、ナンシー都市圏共同体観光局のヴィリエ氏が、「フランスにおいても、滞在税導入期には、様々な反対意見があり、最初から好意的だったわけではない。長い時間をかけて現在の状況を作り上げた。」と述べていた。観光立国フランスであっても、当初から滞在税に対して、全ての関係者が同意していたわけではなく、宿泊事業者等からの反対があり、自治体がそれを懸命に何度も説得し、理解を得るという過程を辿ったということは、勇気づけられるものである。

また、今回の自治体訪問で何度も耳にしたのは、「滞在税を導入することは、住民にとっても間接的にプラスである。」、つまり「観光案内所や観光パンフレットは、住民にとってはやや縁遠いものだが、旅行者にとって不可欠である。これらを運営したり、作成するためには資金が必要である。そのための原資として、宿泊旅行者から徴収した滞在税を充当することができれば、その分の住民の税金を、教育や福祉等、住民が直接受益する分野に回すことができる。」ということである。これは理に適った考え方ではないだろうか。

なお、オーバーツーリズム対策としての滞在税については、フランスやヨーロッパの事例を考察する限り、他都市に比べ、突出した税額を設定しなければ、旅行者の流入を防止することはできず、数百円や数%では抑止力はない。言い換えれば、同程度の税額や税率では、旅行者数の増減に大きな影響がないとも言える。

ただし、滞在税の使途を活用して、オーバーツーリズムによって発生する課題（パンフレットやマップの不足や多言語化、観光施設の維持管理、旅行者の平準化（冬季イベントの開催）等）を解決することは可能であると考えられる。

一方で、滞在税はビジネス旅行者も支払う必要があるため、仮に数百円や数%であっても、何度も又は大勢出張させる企業側にとっては決して歓迎されるものでなく、ビジネス旅行者が隣接する県や都市に流れたり、出張が日帰りになり、結果的にビジネス旅行者が減ってしまう可能性があることには注意が必要である。

滞在税を導入した場合も、そこから得られる財源は限定的であり、自治体観光部門が抱

える課題に対する即効薬や万能薬にはなり得ないが、その用途によっては、観光施策の更なる充実のために充てることができることから、課題解決のための一つのツールにはなり得るのではないだろうか。

末筆ながら、本レポートの執筆に関わってくださった皆様に心からの感謝を申し上げます。

参考資料

Loi n° 92-1341 du 23 décembre 1992 portant répartition des compétences dans le domaine du tourisme

Direction Générale des Entreprises HP [<https://www.entreprises.gouv.fr/>] (最終検索日：2024年12月12日)

DGE 「Rapport d'activité 2023」(2024年1月22日) [<https://www.entreprises.gouv.fr/files/files/Publications/2024/Rapports-activite/rapport-annuel-2023-dge.pdf>] (最終検索日：2024年12月12日)

Atout France HP [<https://www.atout-france.fr/fr/>] (最終検索日：2024年12月12日)

Tableau de répartition des compétences HP [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/tableau-de-repartition-des-competences>] (最終検索日：2025年1月20日)

UNWTO HP [<https://www.unwto.org/tourism-data/global-and-regional-tourism-performance>] (最終検索日：2025年1月20日)

UNWTO HP [<https://www.unwto.org/tourism-statistics/key-tourism-statistics>] (最終検索日：2024年12月17日)

AtoutFrance 「Mémento - Portrait de l'année touristique 2023」(2024年5月15日) P10 [<https://www.atout-france.fr/fr/actualites/en-retrospective-2023-une-annee-exceptionnelle-pour-le-tourisme-francais>] (最終検索日：2024年12月17日)

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所「フランスの地方自治」令和5年度(2023年度)改訂版(2024年3月27日発行) [https://www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/2023_France.pdf] (最終検索日：2024年12月17日)

INSEE HP [https://www.insee.fr/fr/statistiques/6204889?sommaire=4625628#figure1_radio1] (最終検索日：2024年12月16日)

GIS Études Touristiques HP [<https://gisetudestouristiques.fr/encyclopedie/hebergement-non-marchand/>] (最終検索日：2024年12月16日)

Atout France HP [<https://www.atout-france.fr/fr/plan-destination-france>] (最終検索日：2024年12月16日)

Nouveaux Territoires HP [<https://www.taxesejour.fr/tout-comprendre-sur-les-taxes-additionn>

elles/] (最終検索日：2024年12月24日)

DGCL 「Guide_pratique_taxe_sejour_2021」 (2021年6月10日) PP.17-22 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/guide-pratique-des-taxes-de-sejour-2021>] (最終検索日：2024年12月24日)

CampingFrance.com HP [<https://www.campingfrance.com/vos-vacances-en-camping/au-moment-de-la-reservation/20235-a-quoi-correspond-le-nombre-d-etoiles-d-un-camping>] (最終検索日：2024年12月24日)

DGFIP 「DELTA」 (2023年) [https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/finances_locales/TS%20C3%A0%20rajouter%20delta-TS-presentation.pdf] (最終検索日：2024年12月24日)

DGCL 「Guide_pratique_taxe_sejour_2021」 (2021年6月1日)
PP.10-13 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/guide-pratique-des-taxes-de-sejour-2021>]

DGCL 「Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales EN 2022」 (2023年1月17日) P180, [https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Accueil/DESL/2022/OFGL_Rapport_2022_17janv2023.pdf] (最終検索日：2025年1月31日)

DGCL 「Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales EN 2023」 (2023年7月) P220 [https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Accueil/Etudes%20et%20statistiques/OFGL/2023/OFGL_Rapport_2023_VF_Sommaire_cliquable.pdf] (最終検索日：2025年1月31日)

DGCL 「Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales Edition 2024」 (2024年7月18日) P186 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/files/Accueil/DESL/2024/OFGL/Rapport%20OFGL%202024%20V3.pdf>] (最終検索日：2025年1月31日)

DGCL 「Guide_pratique_taxe_sejour_2021」 (2021年6月1日) P12 [<https://www.collectivites-locales.gouv.fr/guide-pratique-des-taxes-de-sejour-2021>] (最終検索日：2024年12月24日)

パリ市 HP [<http://web.archive.org/web/20240112173326/https://taxedesejour.paris.fr/>] (最終検索日：2025年1月31日)

フランスホテル産業連盟 HP [<https://www.umih.fr/communiques-de-presse/>] (最終検索日：2024年12月24日)

パリ市 HP [<https://taxedesejour.paris.fr/>] (最終検索日：2024年12月24日)

INSEE HP [<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1405599?geo=COM-54395+EPCI-245400676>]
(最終検索日：2024年12月24日)

ナンシー都市圏共同体観光局 HP[<https://www.nancy-tourisme.fr/preparer-son-sejour/infos-pratiques/applis-mobiles-pour-votre-sejour/>] (最終検索日：2024年12月24日)

アコーホテルズグループ HP [<https://all.accor.com/a/ja/brands.html>] (最終検索日：2024年12月31日)

シャテルロー都市圏共同体 観光開発計画 2024-2030
[<https://www.tourisme-chatellerault.fr/espace-pro/commune/schema-de-developpement-touristique/>] (最終検索日：2024年12月24日)

シャテルロー都市圏共同体 滞在税 HP
[<https://taxe.3douest.com/chatelleraudaisrocheposay.php>] (最終検索日：2024年12月24日)

シャテルロー都市圏共同体 滞在税電子報告書 (2024年4月18日発行) [<https://www.calameo.com/read/0072251250098a62af995?page=1>] (最終検索日：2024年12月24日)

住居のエネルギーパフォーマンス診断 [<https://www.ecologie.gouv.fr/politiques-publiques/diagnostic-performance-energetique-dpe/>] (最終検索日：2025年1月16日)

個人情報保護委員会 HP [<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>] (最終検索日：2024年12月17日)

【執筆者】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長補佐 灰屋 英成 (石川県金沢市)

【監修】

一般財団法人自治体国際化協会パリ事務所 所長 椋田 那津希

次長 谷口 大介

調査員 Charles-Henri HOUZET